

## 埼玉県産業技術総合センター研究課題評価実施要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、埼玉県産業技術総合センター（以下「産技総センター」という。）が実施する研究課題に対する評価の手続き等について、平成12年4月1日施行の「埼玉県立試験研究機関の研究課題評価に関する指針」（平成11年12月27日総合政策部長決裁）に基づき、基本的事項を定めるものである。

### (評価の目的)

**第2条** 研究課題の評価・選定等の一連の手続きにより、産技総センターにおける研究開発業務の効果的・効率的推進、研究内容の充実・向上並びに研究開発活動の活性化を図るとともに、評価の公開により、県内企業の工業技術の向上及び発展に資する研究を実現することを目的とする。

### (評価の対象)

**第3条** 産技総センターが実施する全ての研究課題を評価の対象とする。

### (評価の時期等)

**第4条** 評価は、事前評価、事後評価及び必要に応じて、中間評価を実施する。原則として、評価の時期及び種類は、次のとおりとする。

- (1) 事前評価においては、実施前に研究課題の実施の可否等を評価する。また、複数年度にまたがる研究課題に対し、次年度における継続実施の可否を主に評価する。
- (2) 事後評価においては、研究終了後に研究成果等を評価する。
- (3) 中間評価においては、当該年度に実施中の研究課題に対し、実施期間の中間時点で、進捗状況等を評価、課題解決手法や方向が適正であることを確認、または、それらの修正を助言・指導する。

### (評価の方法)

**第5条** 研究課題の評価は、評価の時期ごとに設定した評価項目について、各々の評価項目に基づき、次のとおり行うものとする。

- (1) 事前評価においては、研究計画について、地域や企業のニーズ、目標設定の適否、課題の緊急性、研究内容の新規性、遂行可能性、県内企業への波及効果、研究の発展性や将来性等を評価項目として評価する。
- (2) 事後評価においては、研究成果について、目標に対する達成度、実用化の可

能性や研究の発展性、県内企業への波及効果等を評価項目として評価する。

- (3) 中間評価においては、研究の進捗状況及び今後の計画について、研究の進捗度、遂行可能性、期待される成果の見込み、地域や企業ニーズの再確認、県内企業への波及効果、継続の適否等を評価項目とする。

#### (実施体制)

**第6条** 産技総センター長（以下「センター長」という。）が認める者をもって評価の体制を整え、全研究課題について評価を実施する。

- 2 埼玉県産業技術総合センター研究取扱指針第2の1に規定する研究課題については、原則として、外部の専門家・有識者（以下「外部評価者」という。）を含めた評価体制を整え、前条(1)及び(2)を評価項目とした定量的な評価を実施する。

#### (外部評価者)

**第7条** 外部評価者の選任にあたっては、各専門分野のバランスを取りながら、次のいずれかに配慮し、センター長が評価実施の度に選任する。この時、外部評価者は研究課題評価を通じて知り得た研究に係る個人情報、企業秘密、知的所有権の取得などの情報に関して、守秘義務を負うものとする。

- (1) 工業技術全般に知見のあること。  
(2) 評価対象技術分野のうち特定分野に精通していること。  
(3) 工業化の視点から広く公平な立場で評価できること。

#### (評価結果の公開)

**第8条** 評価の結果は、積極的に公開するものとする。

ただし、知的所有権の取得など、機密保持の必要がある場合は、支障の生じない範囲で公開するものとする。

#### (評価の事務)

**第9条** 評価の事務は、産技総センターの企画・総務室において処理する。

#### (その他の事項)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成12年8月29日から施行する。

この要綱は、平成15年4月22日から施行する。

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。